

規制シート

(別紙1)

150197000480003

平成27年2月19日

規制の名称	教科用図書等への掲載 ※規制ではない	所管府省	文部科学省
根拠法令等	著作権法第33条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	文化庁長官官房著作権課長 森孝之
規制目的	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。同法は、文化の発展に資する観点から、著作権者等の権利の保護と著作物等の利用の円滑化のバランスを図るため、著作権等の及ぶ範囲を定めるものであり、権利が及ぶ場合においても、その利用行為が禁止されるものではなく、著作権者等との契約により、許諾を得れば、利用することが可能となっている。</p> <p>なお、本条は、上述のとおり、原則許諾を受けることで可能となる著作物利用のうち、一定のケースについて、その公益性等を考慮し、著作物利用の更なる円滑化を図る観点から、無許諾で利用できる場合を定めたものである。具体的には、教科用図書等においては教育の目的・性格上もっとも適切な著作物を利用することができるようにする必要があることから、教科用図書等における著作物の掲載について、目的上必要な限度において著作権者の許諾なく行うことができることを認めたものである。</p>		
規制内容の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、本条は、公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく教科用図書等に掲載することができることとしている。この場合、当該著作物を教科用図書に掲載する者は著作者にその旨を通知するとともに必要な補償金を著作権者に支払わなければならない。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、現行法においては、デジタル教科書は教科用図書等に該当しないため、本条の対象とはなっていないが、デジタル教科書に係る著作権の取扱いについては、学校教育制度上のデジタル教科書の位置付けに関する検討を踏まえ、文化審議会著作権分科会等において検討を行う予定である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>